加古川市気候非常事態宣言の表明について

地球温暖化が原因とされる大型台風、集中豪雨などの異常気象によって発生する大規模災害は、 全国で毎年のように発生しており、市民にとって脅威となっていることから、「加古川市非常事態宣言」を表明し、さらなる温室効果ガス排出量の削減と、温暖化への適応を進めることとします。

1. 目的

気候危機と言うべき気候変動の現状を重く受け止め、長期的な視点で、市民・市民活動団体・ 事業者・学識経験者・行政が一丸となって、脱炭素に向けた様々な取組を進め、環境先進都市の 実現を目指すことを目的とします。

2. 背景

令和2年10月 「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを首相 が宣言

令和2年11月 「気候非常事態宣言」が国会で決議

令和3年 4月 気候変動サミットで、日本の温室効果ガス排出量を2030年度末に46%削減する目標を表明

令和3年 5月 2050 年までのカーボンニュートラルの実現を法律に明記した、「地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)」の法案が成立

3. 表明日

令和3年6月22日(火)予定

- 4. 宣言の内容(進めていく取組)
 - ① 循環型社会の構築を目指す
 - ⇒ ごみ減量・資源化を推進する。
 - ② 脱炭素社会の実現を目指す
 - ⇒ 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー、省エネルギー設備、電動車、蓄電池などの 環境配慮型製品の導入を拡大する。
 - ③ 自然共生社会を目指す
 - ⇒ 温室効果ガスの吸収源となる豊かな自然を保全し、生物多様性を保全する。
 - ④ 環境意識の向上を目指す
 - ⇒ 環境問題や防災に関する教育・啓発を進める。

5. 市民への周知

定例記者会見、広報かこがわ(7月号)、ホームページ、SNS、BAN-BAN TV 等

以上